大崎市都市宣言（素案）に対する皆さんの意見を募集しています

Public comment

都市宣言（素案）への意見募集にあたって

大崎市は、市が誕生した平成十八年に、市民の行動の原点であり、規範となる「大崎市民憲章」を制定し、まちづくりの理念、方向性を明らかにしました。また、昨年十二月にはより具体性をもった「総合計画」を策定し、「宝の都（くに）・大崎」づくりをスタートさせました。

新たな都市宣言は、市が目指す大崎市らしい都市像・将来像を内外にアピールするため制定するものです。

都市宣言（素案）を作成するにあたり、昨年十月に大崎市都市宣言起草委員会を設置しました。委員は総合計画策定委員、各地域のまちづくり協議会委員、一般公募により選ばれた市民など、合計十三人で構成され、これまで七回の委員会を開催し検討を行ってきました。

このほど都市宣言（素案）がまとまりましたので、皆さんから、この素案に対しての意見を募集します。

また、大崎市がもっているさまざまな魅力を発信するため、これまでの都市宣言とは異なるイメージ宣言（素案）についても提案されましたので、この素案についても皆さんの意見を募集します。

今後は、三月末に起草委員会を開催し、皆さんから寄せられた意見を踏まえて都市宣言案を市長へ答申し、議会に提案することになります。

問 総務法制課法令係 ☎㉓5195

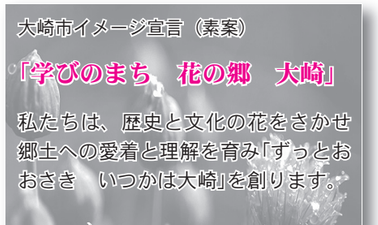

【趣旨】大崎市がもっているさまざまな魅力をアピールするため、これまでの都市宣言とは異なる形でイメージ宣言として発信するものです。

これらは、将来、大崎市がこのようなイメージで内外から呼称されることを願い制定するものです。

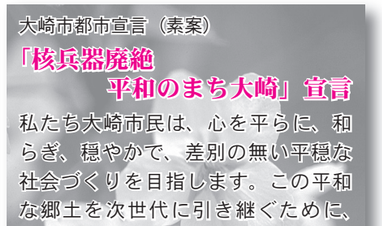

【趣旨】世界の恒久平和は、大崎市民の切なる願いであり、人類共通の願いです。しかしながら、世界各地には民族紛争が後を絶たず、核兵器の存在は人類の生存に深刻な脅威を与えています。

合併前の４市町においても平和都市宣言がなされ、数々の平和事業を実践してきました。

これらの宣言の精神を継承し、平穏で平和な郷土を次の世代に引き継ぐため「平和都市」宣言をするものです。

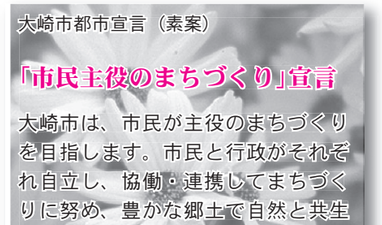

【趣旨】まちづくりの主役は言うまでもなく市民です。異なる価値観や個性を認め合い、地域に愛着と誇りを持ち、地域自治組織を核としてさまざまな活動に主体的に参画し、市民一人ひとりが輝くまちづくりを進める必要があります。市民と行政が、それぞれの役割と責務に応じて何ができるかをともに考え、協働・連携の関係を揺るぎないものに築き上げ、さらに愛着が持てるまちを創っていかなければなりません。この決意を明らかにするため「市民主役のまちづくり」宣言をするものです。

応募要領

■応募資格　市内に在住または勤務している人、市内に事業所を有する個人または法人

■募集期間　３月20日㈭まで

■応募方法　①閲覧場所【総務法制課（市役所本庁舎３階）、市政情報センター（市役所東庁舎１階市政情報課内）、市政情報コーナー（各総合誌所総務課内）】に備え付け、またはホームページに掲載の応募用紙に記載

②素案に対する意見、住所、氏名（名称）、電話番号を記載し（様式自由）、総務法制課へ持参（土・日曜日、祝日、時間外に持参する場合は守衛室に提出）、郵送（〒989-6188（住所不要）大崎市役所総務法制課あて、３月20日㈭消印有効）、ＦＡＸまたはＥメール（soumu@city.osaki.miyagi.jp）で応募

問 総務法制課法令係　☎23-5195　FAX 23-9979

75歳以上の皆さん『後期高齢者医療制度』が始まります

平成20年4月から

■制度についてのお問い合わせ
宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022-266-1026
保険給付課老人保健係　☎23-6051
■保険料についてのお問い合わせ
税務課国民健康保険税係 ☎23-5147
各総合支所市民税務課

現在の老人保健制度は、４月から「後期高齢者医療制度」に変わります。被保険者となる75歳以上の人（一定の障害のある65歳から74歳までの人を含む）は、現在加入中の国民健康保険や被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入し医療を受けることになります。

後期高齢者医療制度運営のしくみ

後期高齢者医療にかかる費用のうち、医療機関で支払う自己負担額を除いた分を、公費（国・県・市町村）が約５割、現役世代からの支援（0歳から74歳までの人の保険料）が約４割、残りの１割を後期高齢者医療保険料で負担します。運営主体は、県内のすべての市町村が加入する『宮城県後期高齢者医療広域連合』で、広域連合では保険料の決定・医療の給付等、市町村では保険料の徴収・申請書の受付等の業務を行います。

【制度の改正点】

	老人保健制度（平成20年３月まで）	後期高齢者医療制度（平成20年４月から）
対象者	75歳以上の人（一定の障害のある65歳から74歳までの人を含む）	
資格の取得日	75歳の誕生日の翌月から（誕生日が１日の人はその月から）	75歳の誕生日当日から
被保険者証	加入している医療保険制度から世帯または１人に１枚交付	被保険者１人に１枚交付
窓口負担	１割負担（現役並み所得者は３割）	
保険料	各保険者に納付	被保険者１人ひとりが市町村に納付

【加入手続きや保険証は】

対象者	加入手続き	被保険者証
３月までに75歳になっている人	手続きは不要	３月中に郵送
４月以降に75歳になる人	手続きは不要	75歳の誕生日までに郵送
老人保健制度で障害認定を受けている人	４月から後期高齢者医療制度へ加入（現在加入中の医療保険に引き続き加入する場合は手続きが必要）	

※被用者保険の被保険者が後期高齢者医療に該当となり、その被扶養者が75歳未満の場合は国民健康保険や被用者保険への加入手続きが必要となります。

【負担する保険料は】

保険料は被保険者１人ひとりが納めることになります。納付開始は、特別徴収の人は４月から、普通徴収の人は７月からです。なお、所得の低い人や被用者保険の扶養者だった人は、保険料の軽減措置があります。

保険料（限度額50万円）＝所得割額（前年の所得－33万円）×7.14%＋均等割額１人当り38,760円

【受けられる保険給付は】

療養の給付、高額医療費など受けられる給付は、老人保健制度と変わりません。また、同じ世帯内の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額が高額になった場合、合算して限度額を超えた分の払い戻しを受けることができる高額医療・高額介護合算制度が新たに設けられました。

＊詳細は広報おおさき１月号16ページに掲載しています

大崎市民病院（本院）の入院医療費計算方法が変わります

平成20年4月1日から

大崎市民病院（本院）は厚生労働省の指定により、四月一日からＤＰＣ（診断群分類別評価）という新しい医療制度の対象病院になり、入院医療費の計算方法が変わります。

従来の入院医療費は出来高方式といって、検査、投薬、注射などの量に応じて医療費を計算しています。

これに対しＤＰＣ方式とは、病気、治療内容などに応じて定められた一日当りの定額料金からなる包括評価部分と、出来高部分を組み合わせて計算する方式です。

ただし、病気、治療内容等によってはＤＰＣ方式が適用されず、従来どおりすべて出来高方式による計算になる場合があります。

ＤＰＣ方式となっても一部負担金の支払い方法および高額療養費などの扱いについては従来どおり変わりません。

ただし、入院後の病状経過や診療内容によって診断群分類が変更となった場合には医療費が変わるため、退院時などに前月までの支払い額との調整が発生する場合がありますのでご了承ください。

詳しくは、お問い合わせください。

問 市民病院医事課 ☎㉓3311